

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年11月6日（金）15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
澁谷企画調査官、宇野課長補佐、伊藤係長、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
    - ✓放射性物質の閉じ込めに係る基本的考え方
    - ✓通常時、外部電源喪失時、火災発生時及び負圧維持に必要な設備の機能喪失時の対応
    - ✓機能喪失を想定した場合の線量評価結果
  - 塩酸腐食に対する考慮について
  - 標準試料について
    - ✓各標準試料の最大取扱量
    - ✓U-233 及び Pu-242 標準試料の選択理由
    - ✓現状想定している未照射燃料及びRI 標準試料
  - 臨界管理の方法について
    - ✓臨界管理の方法のマニュアル化
  - 放射性廃棄物の考慮について
    - ✓放射性廃棄物に係る概略フローの追記修正
    - ✓塩酸含有廃液保管ラック及び有機廃液保管ラックの材料
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
    - ✓火災時に排気弁を閉止しない理由、弁を自動化できない理由、フィルタの性能の決定の考え方、類似の安全対策を講じている他施設の事例等を明示し、閉じ込めに係る設計の合理性を説明すること。
  - 放射性廃棄物の考慮について
    - ✓放射性物質分析・研究施設第2棟における管理区域等の区分（A～F）について、設計基準線量率の値が福島第一原子力発電所内の基準や考え方に沿ったものであることを示すこと。

## 6. その他

### 資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について) 9月16日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(塩酸腐食に対する考慮について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(標準試料について) 9月24日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(臨界管理の方法について) 10月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(放射性廃棄物の考慮について) 10月21日面談資料改訂版